

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対象条文

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基盤施設計画に係る認定の申請）</p> <p>第四条 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が法第七条第一項又は第二項の規定により基盤施設計画に係る認定を受けようとする場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条において同じ。）に、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国団体」という。）にあつては経済産業大臣に、それぞれ様式第三による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（条例等に係る適用除外）</p> <p>第六条 前二条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る</p>	<p>（基盤施設計画に係る認定の申請）</p> <p>第四条 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が法第七条第一項又は第二項の規定により基盤施設計画に係る認定を受けようとする場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国団体」という。）にあつては経済産業大臣に、それぞれ様式第三による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（条例等に係る適用除外）</p> <p>第六条 前各条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都</p>

。) の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め^{に別段の定めがあるときは}、その限度において適用しない。

様式第三 (第四条関係)

基盤施設計画に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
経済産業大臣
殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項又は第2項の規定により、下記の基盤施設計画について認定を受けた
いので申請します。

記

- 1 商工会等の概要
- 2 基盤施設事業の目標
- 3 基盤施設事業の内容
(1) 設置する施設の種類、配置、構造及び規模
(2) 設置する施設の利用計画
(3) その他基盤施設事業の内容
- 4 基盤施設事業の実施時期
- 5 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

道府県の条例、規則その他の定め^{に別段の定めがあるときは}、その限度において適用しない。

様式第三 (第四条関係)

基盤施設計画に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事
経済産業大臣
殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項又は第2項の規定により、下記の基盤施設計画について認定を受けた
いので申請します。

記

- 1 商工会等の概要
- 2 基盤施設事業の目標
- 3 基盤施設事業の内容
(1) 設置する施設の種類、配置、構造及び規模
(2) 設置する施設の利用計画
(3) その他基盤施設事業の内容
- 4 基盤施設事業の実施時期
- 5 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

<p>6 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあつては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>様式第四 (第五条関係)</p> <p>基盤施設計画の変更に係る認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 指定都市の長 経済産業大臣 } 殿</p> <p>住所</p> <p>名称及び代表者の氏名 印</p> <p>年 月 日 付けで認定を受けた基盤施設計画について、下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、認定を申請します。</p> <p>記</p> <p>1 変更事項の内容 2 変更の理由 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p>	<p>6 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあつては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>様式第四 (第五条関係)</p> <p>基盤施設計画の変更に係る認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 指定都市の長 経済産業大臣 } 殿</p> <p>住所</p> <p>名称及び代表者の氏名 印</p> <p>年 月 日 付けで認定を受けた基盤施設計画について、下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、認定を申請します。</p> <p>記</p> <p>1 変更事項の内容 2 変更の理由 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p>
---	---